

令和6年2月1日

お客様各位

小田原第一信用組合

**「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
預金規定等の改定について**

当組合は、平成30年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和6年2月より、預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

上記の変更に伴い、以下のとおり預金規定等を改定いたします。

1. 対象となる預金規定等

※改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 総合口座取引規定
2. 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
3. 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
4. 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
5. 期日指定定期預金規定
6. 自動継続期日指定定期預金規定
7. 自由金利型定期預金規定（大口定期）
8. 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

9. 変動金利定期預金規定
10. 自動継続変動金利定期預金規定
11. 定期積金規定
12. 納税準備預金規定
13. 貯蓄預金規定
14. 一般当座預金規定

2. 規定適用開始時期

令和6年2月1日（木）

3. 主な改定内容（例：普通預金規定）

- （1）「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。
- （2）当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。

※ 普通預金規定以外の上記規定についても同様の改定を行います。

○改定後の預金規定は、当組合ホームページをご確認ください。

以上